

# 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準

平成二十年十二月二十六日  
消防庁告示第二十五号

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第百五十六号）第三条第三項の規定に基づき、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を次のとおり定める。

特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準

## 第一 趣旨

この告示は、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第百五十六号）第三条第三項に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定めるものとする。

## 第二 設置及び維持に関する技術上の基準

特定小規模施設用自動火災報知設備は、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持するものとする。

- 一 感知器は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第二十三条第四項各号（第一号ハ、第四号から第五号まで、第七号ニ、第七号の二、第七号の三、第七号の五、第七号の六及び第九号を除く。）及び同条第五項から第七項、第二十四条第七号並びに第二十四条の二第二号の規定の例によるほか、次に定めるところにより設けること。
  - （一） 差動式スポット型、定温式スポット型又は補償式スポット型その他の熱複合式スポット型の感知器は、天井又は壁の屋内に面する部分（天井のない場合にあっては、屋根又は壁の屋内に面する部分。以下同じ。）の次のいずれかの位置に設けること。
    - イ 壁又ははりから〇・四メートル以上離れた天井の屋内に面する部分
    - ロ 天井から下方〇・一五メートル以上〇・五メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分
  - （二） 煙感知器は、天井又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。
    - イ 壁又ははりから〇・六メートル以上離れた天井の屋内に面する部分
    - ロ 天井から下方〇・一五メートル以上〇・五メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分
  - （三） 熱煙複合式スポット型感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域（それぞれ壁又は取付け面から〇・四メートル（煙感知器を設ける場合にあっては、〇・六メートル）以上突出したはり等によって区画された部分をいう。）ごとに、その有する種別及び取付け面の高さに応じて規則第二十三条第四項第三号ロ及び第七号ホの表で定める床面積のうち最も大きい床面積につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設け、かつ、天井又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。
    - イ 壁又ははりから〇・六メートル以上離れた天井の屋内に面する部分
    - ロ 天井から下方〇・一五メートル以上〇・五メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分
- 二 中継器は、規則第二十三条第九項、第二十四条第七号並びに第二十四条の二第一号ニ

- 及び第三号の規定の例により設けること。
- 三 配線は、規則第二十四条第一号（イを除く。）の規定の例によるほか、感知器又は発信機からはずれ、又は断線した場合には、その旨を確認できるように措置されていること。
- 四 火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する感知器、中継器、受信機、地区音響装置又は発信機を設ける場合は、規則第二十四条第一号の二の規定の例によること。
- 五 受信機は、規則第二十四条第二号（ハ及びチを除く。）、第六号から第八号及び第二十四条の二第一号の規定の例によるほか、規則第十二条第一項第八号に規定する防災センター等（これらに類する場所が存しない場合にあっては、火災表示を容易に確認できる場所）に設けること。ただし、すべての感知器が火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号）第二条第十九号の六に規定する連動型警報機能付感知器（第七号において「連動型感知器」という。）であって、警戒区域が一の場合には、受信機を設けないことができる。
- 六 電源は、電池以外から供給される電力を用いる場合にあっては、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとることとし、当該電力を用いない場合にあっては、電池を用いるものとする。ただし、電池以外から供給される電力を用いる場合において、当該電力が正常に供給されていることを確認できるときは、当該電源は分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとることができる。
- 七 非常電源は、規則第二十四条第四号の規定の例により設けること。ただし、第五号ただし書の規定により受信機を設けない場合において、次の（一）又は（二）のいずれかに該当するときは、それぞれ（一）又は（二）に定める電池を非常電源とすることができる。
- （一） 連動型感知器の電源に電池を用いる場合において、当該電池の電圧が連動型感知器を有効に作動できる電圧の下限値となった旨を七十二時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又は音響により伝達した後、当該連動型感知器を一分間以上有効に作動することができるとき。
- （二） 連動型感知器の電源が電池以外から供給される電力を用いるものである場合において、当該電源が停電した後、連動型感知器を十分間以上有効に作動することができる容量の電池が設けられているとき（電源が停電した時、自動的に電源から非常電源に切り替えられ、かつ、電源が復旧した時、自動的に非常電源から電源に切り替えられるときに限る。）。
- 八 地区音響装置は、規則第二十四条第五号及び第五号の二の規定の例により設けること（第五号本文の規定により受信機を設ける場合に限る。）。
- 九 発信機は、規則第二十四条第八号の二及び第二十四条の二第三号の規定の例により設けること（第五号本文の規定により受信機を設ける場合に限る。）。
- 十 常用電源、非常電源及び予備電源は、規則第二十四条の二第四号の規定の例により維持すること。
- 十一 アナログ式特定小規模施設用自動火災報知設備にあっては、規則第二十四条の二第五号の規定の例により維持すること。
- 十二 火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する感知器、中継器、受信機、地区音響装置又は発信機を用いる場合にあっては、規則第二十四条の二第六号の規定の例により維持すること。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。